



# 介護人材の裾野を広げるため 「葛飾区生活介護員」を育成

葛飾区では今年4月から、家事援助のみを行う「葛飾区生活介護員」の育成を始めました。これにより、効果的・効率的なサービス提供とともに、介護人材不足の解消もめざします。



生活介護員の研修の様子



利用者とのやりとりを想定した演習



介護現場での経験豊富なスタッフが講師を務める



テキストを熱心に読む受講生

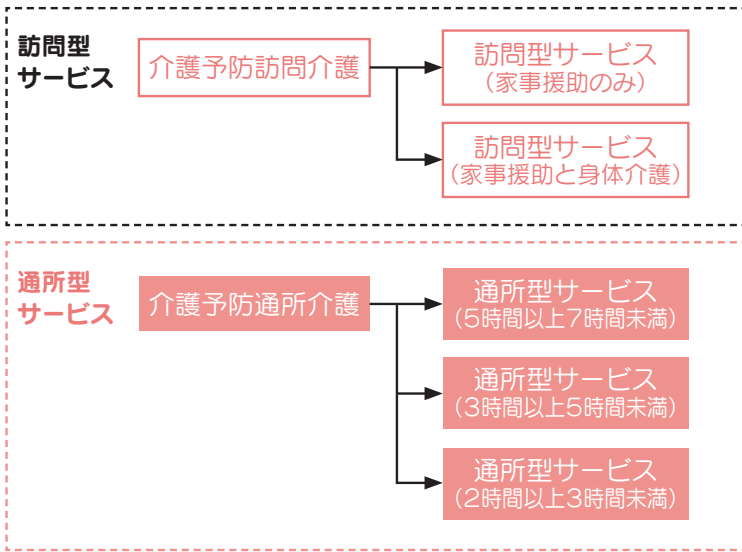
**介護予防訪問介護の利用者の約9割が家事援助のみ利用**

介護保険法の改正により、東京都葛飾区では今年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでいます。同事業は、市町村が中心となり、地域の状況に合わせて、地域住民など多様な主体に参加してもらい、そのうえで必要とされるサービスを提供し、要支援者などへの効果的・効率的な支援を行うというものです。介護予防・生活支援サービス事業と、一般介護予防事業があります。

葛飾区では、前者のなかで、介護予防訪問介護を訪問型サービスとして、介護予防通所介護を通所型サービスとして提供することとしました（**図表1**）。このうち訪問型サービスは、家事援助のみと、家事援助と身体介護の両方の2つに分類しました。サービス時間はいずれも1回あたり45分で、費用は1回あたり、家事援助のみの場合2565円（1割負担の場合は257円）、2割負担の場合は513円）、家事援助と身体介護の場合3032円（同304円、607円）です。

介護と聞くと、入浴や排泄の介助といった身体介護を思い浮かべる人

図表1 葛飾区におけるサービス基準の概要



図表2 葛飾区生活介護員養成研修実施要領

実施主体	葛飾区(委託可能)	
研修定員	30人以内(1回あたり)	
基本研修	対象者	総合事業を実施する区内の介護サービス事業所で働く意思のある者
	期間	3日間
	総研修時間	20時間
	内容	講義および実技指導(介護保険制度、介護現場の理解、高齢者とのコミュニケーション、職業倫理など)
フォローアップ研修	対象者	基本研修を終了し、総合事業によるサービスを実施している区内の介護サービス事業所で生活介護員として働いている者
	時間	3時間以上(1回あたり)
	内容	グループワークによる事例検討、発表など
会場	区指定の場所	
受講料	なし	

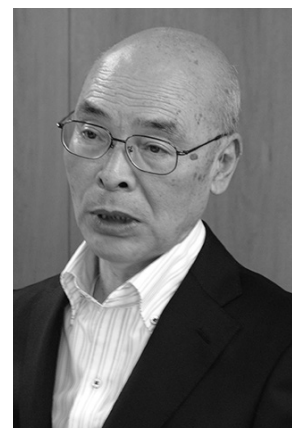
が多くいるかもしれませんが、葛飾区が区内の介護サービス事業者の協力を得て介護予防訪問介護の利用実態を調べたところ、約9割が家事援助のみという結果が出ました。そこで区では、人材活用の適正化を図るため、要介護度の高い利用者の介護は介護福祉士やホームヘルパー1級(現・介護職員実務者研修)取得者などの有資格者が担い、家事援助のみを希望する要支援者を支える役目を「葛飾区生活介護員」に担ってもらお

うと考えました。具体的には、介護予防・生活支援サービス事業の基準変更により、買い物や調理、掃除などの家事援助のみを行う訪問型サービスは、区の定める研修を修了した生活介護員であればできる仕組みにしたのです。研修の実施主体は区で、受講料は必要ありません。区内の介護事業所で働く意欲がある18歳以上の方であれば、誰でも応募できます。研修は20時間(3日間)で、介護保険制度や

高齢者とのコミュニケーションなどについて学びます(図表2)。研修を受けて生活介護員の資格を取得すれば葛飾区から修了証と資格証が公布され、区内の介護サービス事業所で働くことができます。

**実際の現場を想定したロールプレイングを実施**

6月23日、JR亀有駅近くにある亀有地区センターで生活介護員研修が行われていました。葛飾区内の事



青木克徳葛飾区長

業所で勤務している介護職が講師を務め、まず「生活介護員は家政婦ではありません。利用者さんが困っていることを支援するのが役目です」と強調。そのうえで、守秘義務の重要性や家事援助の際の注意点を具体的に紹介しました。

途中で、講師が利用者役、受講生が生活介護員役になり、買い物題材にロールプレイングを行いました。「大根や仏花を買ってきてほしい」「ついでにコンビニで振込してほしい」と頼む利用者役に、生活介護員役が対応。その様子を見ていたほかの受講生からは「買い物に行くときは数量を確認したほうがいい」「頼まれた食材がなかったら、ほかの食材を買ってきたほうがいいかを確認したほうがいい」などの意見があげられました。

このような実際のやりとりを想定した研修により、これまで介護の仕





「一般社団法人葛飾区介護サービス事業者協働組合」  
 吉田博理事長

事を経験したことがない人でも、生活介護員として働けるようになるのです。

区から委託を受け、こうした研修のカリキュラム作成や講師の派遣などの運営に実質的に携わっているのが、一般社団法人葛飾区介護サービス事業者協働組合です。同組合は区内の介護サービス事業者によって構成されています。

吉田博理事長は、「現在、この介護事業者も慢性的な人材不足に悩んでいるので、区が主体となって生活介護員を育成してくれるのは、とてもありがたいと思っています」と話し、生活介護員が増えることで、同地域の介護サービスの量・質の両面を充実させたいと期待をのぞかせます。

区では研修を重ね、今年度中には、基本研修を6回実施する予定です。

青木克徳区長も、「地域で介護をする人が増えれば、おのずと介護に関心を持つ人が増えます。そうした人には、介護を通じて社会貢献をする喜びを得てもらいたい」と語ります。そのためには、生活介護員として働くうえでの環境が整っていることが大切です。



「研修で使用するテキスト『はじめて学ぶ生活支援』  
 (公益社団法人長寿社会文化協会監修 日本医療企画刊)

### 介護人材不足の解決の一助として期待

葛飾区では、同事業を介護人材の掘り起こしにもつなげたいと考えています。研修を受け、生活介護員として働くなかで、介護の仕事のやりがいや面白さを実感してもらおうことで、「初任者研修や実務者研修を受けてみよう」、「身体介護もできるよくなりたい」と思う人が出てくる可能性ががあります。生活介護員は、介護の仕事の魅力に触れる第一歩でもあるのです。

吉田理事長は、「介護事業者には、生活介護員を温かく迎え入れ、知識や経験を積む機会を提供し、育てていくという意識が求められます」と指摘します。現場職員が、「忙しい」といった理由で、新しく入ってきた生活介護員ときちんとコミュニケーションをとらず、指導や教育をしなければ、本人のモチベーションが下がり、介護業界への関心を失う可能性ががあります。そうならないよう、介護事業者に対する意識啓発も重要です。

### 健康寿命を延ばすために多種多様なメニューを用意

葛飾区では現在、支援が必要な人を支えるだけでなく、要介護状態になることをできるだけ防ぐ介護予防にも力を入れています。介護予防事業として、「筋力向上トレーニング」や「うんどう教室」、「笑いヨガ」、「大人の塗り絵」など、さまざまなメニューを用意。区福祉部介護予防担当課長の佐藤智洋さんは、「多くの区民に参加してもらえよう、民間企業と連携しながら取り組んでいます」と説明します。

たとえば、平成25年度から区内のフィットネスクラブと協働して行っ

ている「運動習慣推進プラチナ・フィットネス」は、フィットネスクラブの施設を利用し、週に1回、専門のインストラクターの指導を受けながら、興味や体力に合った運動ができるというものです。ほかの介護予防事業の参加者は9割が女性なのに対し、同事業は3割以上が男性。民間の力を活用することで、男性の関心をひくことに成功しました。事業の期間は3カ月ですが、事業終了後も多くの方が継続してフィットネスクラブに通っており、運動習慣づくりにもつながっています。

青木区長も、「スポーツなどに楽しく取り組みながら、健康なまま年をとれる、そんな地域をつくりたい」と、今後の抱負を語ります。そのためにも、高齢者のスポーツ人口を増やすための施策などを考えているそうです。

#### 【地域DATA】

##### 東京都葛飾区

- 総人口: 45万2,776人
- 高齢化率: 24.4%
- 要介護認定者数: 2万173人 (2016年2月1日現在)

「介護予防・日常生活支援総合事業」の一環として、家事援助のみを行える人材「葛飾区生活介護員」の育成に取り組んでいる。彼らが身体介護を必要としない要支援者を支えることで、介護職は要介護度の高い利用者のケアに注力できる。